

民生委員・児童委員が委嘱されました

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

令和7年12月1日付で、町の民生委員・児童委員として31名の方が厚生労働大臣より委嘱されました。今後3年間、地域の皆さんの相談相手として社会福祉の増進のためにご活躍いただきます。よろしくお願ひします。

あなたの地区の民生委員・児童委員

氏名（敬称略）	担当地区等
木村 春江	新宿－寄島・ルピナス
中村 繁子	新宿－峰岸・本郷
関口 典子	池田－下・北
富沢 清美	池田－上
井上 徳子	二ノ宮
町田 昇	新里－前組
宮下 町子	中新里
川野 順也	小浜・貫井
小渕 稔比古	植竹－第1
小峰 幸子	植竹－第3
板垣 守	植竹－第4
齊藤 恒子	肥土
坂本 進	四軒在家
深澤 恵里	関口
新井 京太	元阿保－稻中・東
櫻井 由紀子	元阿保－川西・南・中宿
中川 八重子	八日市－上(第1)
大沢 靖弘	八日市－中・下(第2・第3)
関口 せい子	八日市－東(第4)
新井 範明	原新田
吉田 ひとみ	熊野堂－2班・4班
加藤 恵	熊野堂－1班・3班
福島 勉	渡瀬－本町
浅見 由美	渡瀬－仲町
原 富士夫	渡瀬－上町(中・上宿)
金井 保隆	渡瀬－上町(根際・八幡地)
野口 幸子	秩父瀬・桜城1、2・池尻・幹沢・貫井・県営阿久原住宅
松田 美枝	平・坊地・中居1、2・町営中居住宅
四方田 久美	上阿久原(浜の谷を除く)
菊地 直美	主任児童委員
西本 幸恵	主任児童委員

※植竹第2、元原については令和8年1月1日付で委嘱予定です。

※新里(前組除く)、矢納については令和7年12月1日現在で欠員となります。



あなたの相談相手

民生委員・児童委員はいつもそばにいます！

「悩みを誰かに聞いてほしい」「福祉サービスを利用したい」そんなときはお近くの民生委員・児童委員が相談に応じます。

地域ごとに担当がいます

常に住民の立場に立って、地域での生活上の問題、家庭内の心配ごとや高齢者・障害者・児童福祉等あらゆる分野の相談と支援を行っています。

【地域における民生委員の主な仕事】

- ①住民の生活状況の把握
- ②援助を必要とする人の自立支援（相談、助言、援助）
- ③福祉サービスの情報提供
- ④社会福祉事業者などとの連携
- ⑤行政機関との業務協力

児童委員を兼ねています

民生委員は児童福祉法に基づいて児童委員を兼ねています。地域の児童および妊産婦の健康状態、生活状態を把握して必要な援助を行っています。

安心して相談できる地域のボランティアです

民生委員は、給与の支給がされない地域のボランティアです。任期は3年、現在の委員さんの任期は令和10年11月30日です。

民生委員・児童委員協議会の活動

町内の民生委員がその職務をより機能的、効率的に行うため、神川町民生委員・児童委員協議会を組織しています。福祉施策に関する研修会を実施するほか「ふれあい・いきいきサロン」活動支援など社会奉仕活動を行っています。

子どもたちの健やかな成長を見守る力になってください！

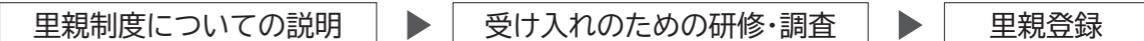
問合せ 埼玉県熊谷児童相談所 里親推進担当 ☎048-521-4152

さまざまな事情で家族と暮らせない子どもが、埼玉県内には約1,800人います。里親制度は、そうした子どもたちを深い愛情と理解を持つ家庭で育てる仕組みです。里親として子どもを迎えるには、事前の登録が必要です。里親制度にご興味を持たれた方は、熊谷児童相談所にお問合せください。

2月16日(月)～26日(木)に本庁舎1階町民ホールで里親制度についてのパネル展示を開催します。

【里親になるためのステップ】

里親登録されるまでには、原則として以下の手順が必要になります。



【里親の種類】

養育里親	様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する
専門里親	養育里親のうち、虐待、非行、障害などの理由で専門的な援助を必要とする子どもを養育する
養子縁組里親	養子縁組によって、子どもの親（養親）となり養育する
親族里親	実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する

- ・迎え入れる子どもの養育費として里親手当（養子縁組里親・親族里親を除く）、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが支給されます。
- ・子どもの受け入れ前に一定の交流期間を設け、児童相談所がマッチング・サポートをします。
- ・子どもの受け入れ後も、管轄の児童相談所がサポートを行います。

障害のある方への手当のご案内

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

【特別障害者手当】

対象者 20歳以上で身体または精神の重度の障害により、日常生活にて常時特別の介護を必要とする方
手当額 月額29,590円（支給月：2月、5月、8月、11月）※埼玉県より支給
支給制限 •施設に入所中の方、3か月以上継続して病院に入院している方は支給対象外です。
•対象者本人、扶養義務者の方に一定額以上の所得がある場合は支給が制限されます。

【障害児福祉手当】

対象者 20歳未満で身体障害者手帳1級の一部、2級の一部、療育手帳Ⓐ相当、精神障害等で同程度の障害を有する方
手当額 月額16,100円（支給月：2月、5月、8月、11月）※埼玉県より支給
支給制限 •施設に入所中の方、障害を事由とする年金を受給している方は支給対象外です。
•対象者本人、扶養義務者の方に一定額以上の所得がある場合は支給が制限されます。

【在宅重度心身障害者手当】

対象者 身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Ⓐ・A、その他同程度の障害があると認められる方
手当額 月額5,000円（支給月：3月、9月）※町から支給
支給制限 以下のいずれかに該当する方は支給対象外です。

- 住民税（町県民税）が課税されている方
- 65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方
- 施設入所中の方
- 特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

